

第2次竹原市地球温暖化防止実行計画 (事務事業編)

令和4年(2022)年度から令和12(2030)年度

令和5年3月
広島県竹原市

目 次

1	背景	2
2	基本的事項	
	(1)目的	8
	(2)対象とする範囲	8
	(3)対象とする温室効果ガス	8
	(4)計画期間	9
	(5)計画の位置付け	9
3	二酸化炭素の排出状況及び排出削減目標	
	(1)温室効果ガス排出量算定方法	10
	(2)二酸化炭素の排出状況	10
	(3)二酸化炭素の排出削減目標	11
4	目標達成に向けた取組み	
	(1)取組みの基本方針	12
	(2)取組み内容	12
5	推進・点検体制及び進捗状況の公表	
	(1)推進体制	16
	(2)点検体制	16
	(3)進捗状況の公表	16

資料

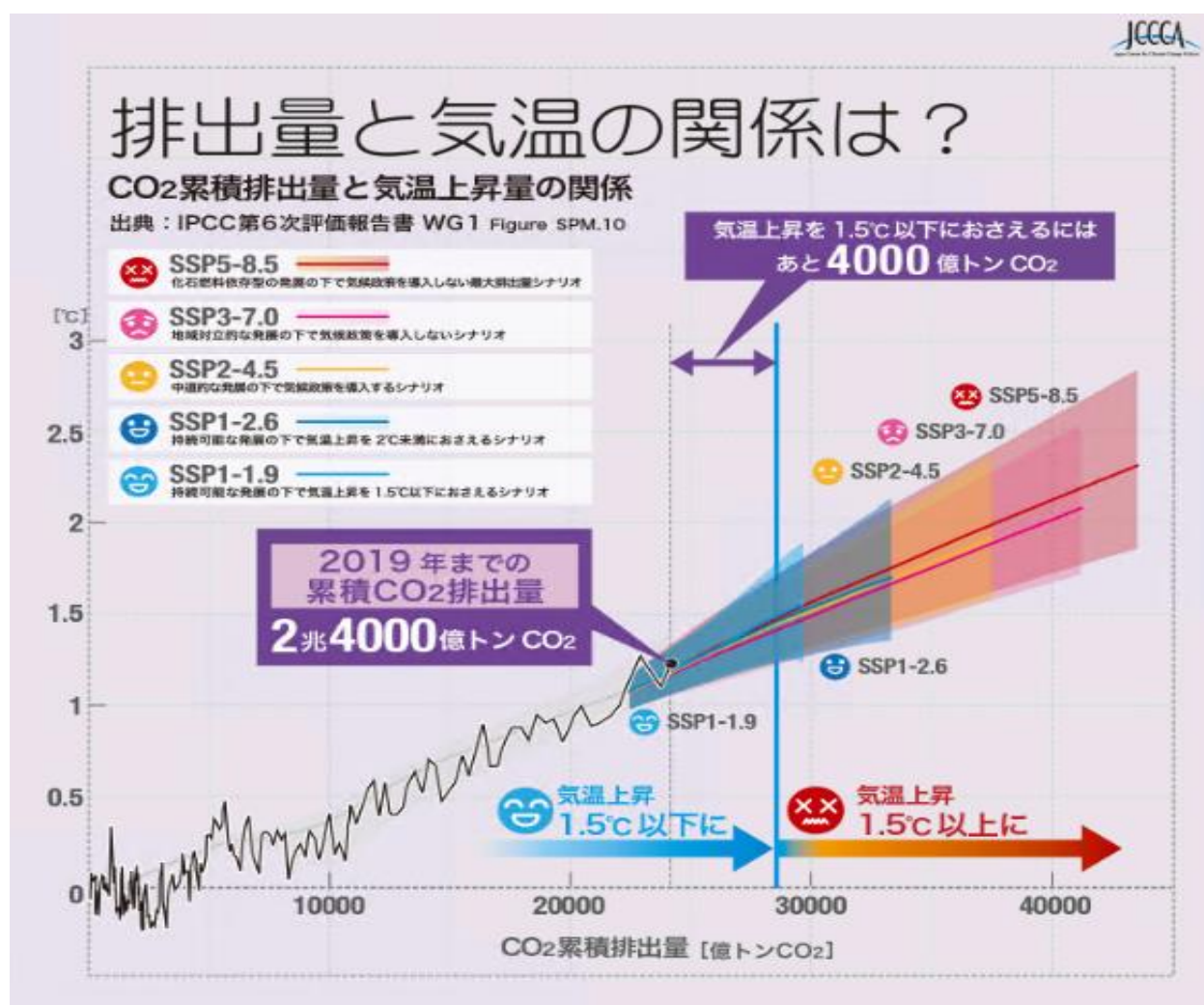
- ・対象施設，対象外施設
- ・令和3年度の二酸化炭素排出量の算出
- ・竹原市環境基本計画庁内推進委員会設置要綱

1 背景

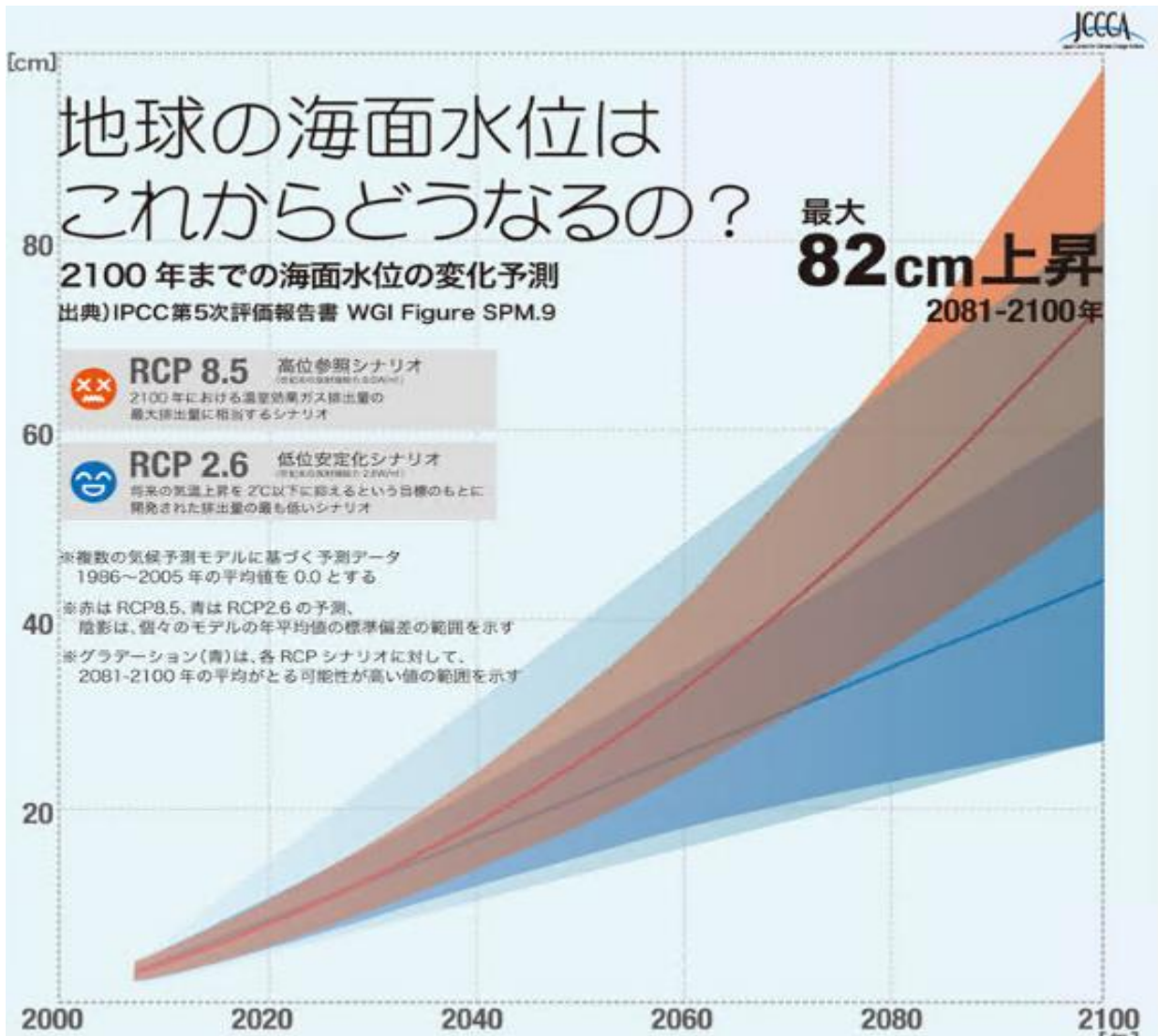
地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主な原因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）^{注1}がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」^{注2}が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、全ての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

2018年に公表されたIPCC^{注3}「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を1.5℃の水準に抑えるためには、二酸化炭素排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。これを受け、世界各国で2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

我が国は、2020年10月、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

2021年4月には、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく旨が公表されました。同年10月には地球温暖化対策計画が改定され、この削減目標と裏付けとなる対策・施策が示されました。

また、政府が、その事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減等のために実行すべき措置について定める政府実行計画においては、削減目標を2030年までに50%削減（2013年度比）として改定されました。

地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

政府実行計画の改定

- 政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画（温対法第20条）
- 今回、目標を、2030年度までに**50%削減**（2013年度比）に見直し。その目標達成に向け、**太陽光発電**の最大限導入、新築建築物の**ZEB化**、**電動車・LED照明**の導入徹底、積極的な**再生電力調達**等について率先実行。
※毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつ、フォローアップを行い、着実なPDCAを実施。

新計画に盛り込まれた主な取組内容

太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の**約50%以上に太陽光発電設備を設置**することを目指す。



新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。

※ ZEB Oriented: 30～40%以上の省エネを図った建築物、ZEB Ready: 50%以上の省エネを図った建築物

公用車

代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに**全て電動車**とする。



※電動車: 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

再生電力調達

2030年までに各府省庁で調達する電力の**60%以上を再生可能エネルギー電力**とする。

廃棄物の3R + Renewable

プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の**3R + Renewable**を徹底し、**サーキュラーエコノミーへの移行**を総合的に推進する。



合同庁舎5号館内のPETボトル回収機

政府実行計画の概要（出典：環境省）

本市では、令和4年3月に「第二次竹原市環境基本計画」を策定することにより、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入等、温室効果ガス排出削減に取り組んでいるところです。

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定するとともに、第二次竹原市環境基本計画の将来像のひとつである「地球環境を思いやるまち」実現のために掲げている、基本目標「省資源・省エネルギーを推進し、地球環境の保全に貢献する」ための施策を具体的に実施するため、政府実行計画も踏まえて、策定するものです。

注1：国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）

1992年、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「国連気候変動枠組条約」が採択され、世界は地球温暖化対策に取り組んでいくことに合意した。同条約に基づき、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）が毎年開催され、COP21は同会議の21回目として、1997年11月30日から同年12月13日まで、フランスのパリで開催された。（環境省 HP 参照）

注2：パリ協定

COP21において採択された、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組。（外務省 HP 参照）

【概要】

- ・世界共通の長期目標として2℃目標の設定。
- ・主要排出国を含む全ての国が削減目標を5年ごとに提出、更新。
- ・すべての国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告

注3：IPCC

国連気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）の略。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織。

将来像4【地球環境】

地球環境を思いやるまち

地球温暖化に代表される気候変動や、マイクロプラスチックなどの廃棄物問題といった地球規模の環境問題は、エネルギーの大量消費や廃棄物の不適正な処理など私たち一人一人の日常生活に起因するものも少なくありません。

市民アンケートの結果からも地球温暖化に対する関心は非常に高く、この関心を地球環境の保全に寄与する積極的な行動に変えていくことが必要です。

竹原市としても、市内事業者の見本となるよう、公共施設の二酸化炭素排出量の低減に取り組むなどの施策が必要です。

これらを踏まえて、地球環境問題について竹原市として貢献するために、次の基本目標を掲げます。

基本目標4

省資源・省エネルギーを推進し、地球環境の保全に貢献する

成果指標

成果指標名	現在値 (令和元年度)	目標 (令和12年度)
環境学習教材の作成(小4~小6対象)	—	1
公共施設の二酸化炭素排出量*	258.6t	230.2t

※電気使用料から算出

貢献するゴール(SDGs)



将来像4【地球環境】 地球環境を思いやるまち

基本目標4 省資源・省エネルギーを推進し、地球環境保全に貢献する

現状

- 竹原市地球温暖化対策地域協議会「エコネットたけはら」を平成22年度に設立し、それ以降、グリーンカーテン事業や環境学習会等の活動を実施しています。
- クールビズ・ウォームビズ・COOL CHOICEの啓発を広報等で行い地球温暖化対策の周知を図っています。
- 竹原市の平均気温1980年と比較して2019年は2.1℃上昇し、温暖化の影響が見受けられます。
- 保健センターや地域交流センター等、公共用地や公共施設屋上に太陽光発電施設を設置し、CO₂の削減を図っています。

課題

- クールビズ・ウォームビズ・COOL CHOICE等に関する個人の取組を推進するため、身近にできる取組のさらなる普及啓発が必要です。
- 公用車へのハイブリッド自動車や電気・水素自動車等の導入や公共施設の照明のLED化による省エネルギー化など、公共団体として市内事業者への見本となる取組が必要です。
- 竹原市の将来を担う子どもたちの環境学習をより充実させることが必要です。

資源・エネルギーの有効な利用

- 省エネルギー型ライフスタイルの啓発
クールビズ・ウォームビズ、COOL CHOICEの普及啓発を積極的に行い、個人の取組の推進を図ります。
- 公共施設関係の省エネルギー化
環境負荷の小さいハイブリッド車や電気自動車等の低公害車の公用車への導入や公共施設の照明のLED化を推進し、省エネルギー化を図ります。
- エコドライブの推進（再掲）
アイドリングストップや急激なアクセル操作を避ける等のエコドライブについて普及啓発を図ります。

地球環境保全対策の推進

- 二酸化炭素の排出抑制
ごみの発生抑制，森林整備，地産地消等を総合的に推進し，二酸化炭素の排出抑制を図ります。
- フロン類の排出抑制
オゾン層を破壊するフロン類の大気中への排出を抑制するため，フロン排出抑制法についての普及啓発を図ります。
- 環境意識の啓発
竹原市公衆衛生推進協議会と連携により，「環境や健康に関するポスター・標語コンクール」等を開催し，優良事例を発表・表彰することで，市民等の環境保全意識の高揚を図ります。

環境教育及び環境保全活動の推進

- 環境教育の充実
環境施設や環境保全に係る職場の見学等，子どもが環境の大切さを理解するような取組や環境学習に関する教材の作成など環境教育のツールの充実を図ります。
- 家庭での環境学習の充実
子どもが家庭で，家族とともに取り組める環境学習の充実を図ります。
- 環境学習に関する意識啓発
市広報やホームページ等を通じて，環境学習に関する情報の提供や様々な環境活動について掲載します。

2 基本的事項

(1) 目的

竹原市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）（以下「本計画」という。）は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、竹原市（以下「本市」という。）が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー等の取組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

- ①本市が実施する事務及び事業全般で使用しているエネルギー（電気、ガソリン、重油、軽油、灯油、液化石油ガス（LPG））の使用に伴い発生する温室効果ガス
- ②本市が所有する車両で使用しているエネルギー（ガソリン、軽油）の使用に伴い発生する温室効果ガス
- ③外部への委託、指定管理者制度等により実施する事業等についても、エネルギーの管理権限を有する範囲（※）は対象とします。

※エネルギーの管理権限を有する範囲とは、①施設の設置・更新権限を有し、かつ、②当該設備のエネルギーの使用量等が計量器等により特定できる状態であるもの。

(3) 対象とする温室効果ガス

事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素を対象とします。

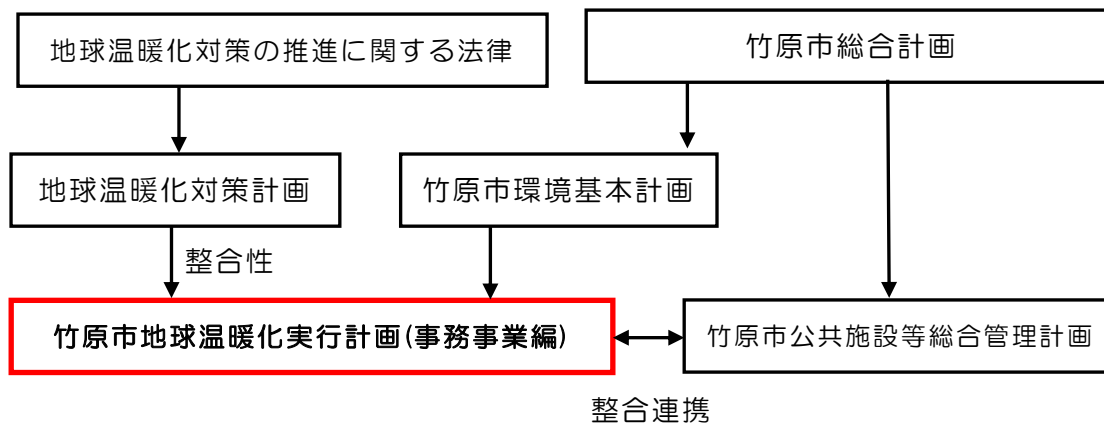
温室効果ガス	用途・排出源
二酸化炭素（CO ₂ ）	化石燃料の燃焼等。
メタン（CH ₄ ）	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立て等。
一酸化二窒素（N ₂ O）	燃料の燃焼、工業プロセス等。
ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	スプレー、エアコンや冷蔵庫等の冷媒、化学物質の製造プロセス、建物の断熱材等。
パーフルオロカーボン類（PFCs）	半導体の製造プロセス等。
六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	電気の絶縁体等。
三ふっ化窒素（NF ₃ ）	半導体や液晶基盤の洗浄等。

(4) 計画期間

本計画の計画期間は、第2次竹原市環境基本計画の計画年度との整合を図り、令和4年（2022）年度から令和12（2030）年度までの9年間とします。

(5) 計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、竹原市総合計画、竹原市環境基本計画及び竹原市公共施設等総合管理計画に則した内容とします。



地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第 21 条 都道府県及び市町村は、単独又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 から 12 まで（省略）

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

14 第 9 条から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年 1 回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

16 及び 17（省略）

3 二酸化炭素の排出状況及び排出削減目標

(1) 温室効果ガス排出量算定方法

温室効果ガスの排出量の算定に当たっては、「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」[2017年(平成29年)3月環境省]及び電気事業者毎の排出係数一覧における中国電力株式会社の排出係数に基づき、算出しています。

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数}$$

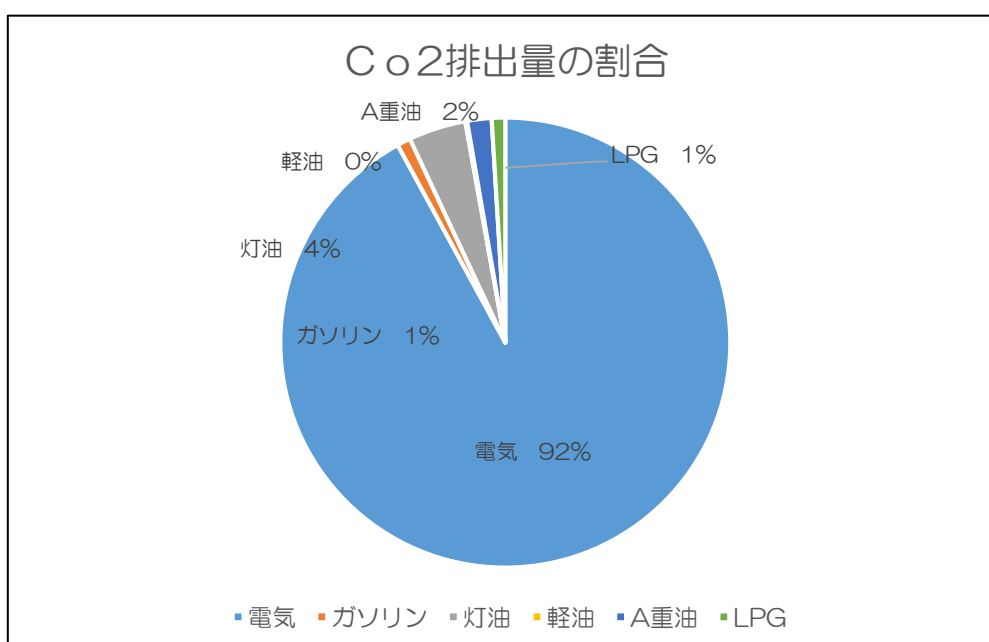
- ※活動量……燃料使用量等の温室効果ガス排出の原因となる活動量
- ※排出係数……単位当たりの活動量に伴う温室効果ガス排出量

(2) 二酸化炭素の排出状況

基準年度である平成25(2013)年度の、本市の事務・事業に伴う二酸化炭素排出量及び要因別使用量は、次のとおりです。

区分	使用量	CO ₂ 排出 換算係数	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	割合 (%)	
項目	電気 (kWh)	7,324,781	0.719	5,266,518	92.06
	灯油 (L)	94,677	2.489	235,651	0.97
	A重油 (L)	36,937	2.710	100,099	1.75
	LPG (m ³)	33,149	1.671	55,392	0.97
	ガソリン (L)	23,935	2.322	55,554	0.97
	軽油 (L)	2,886	2.619	7,558	0.13
計			5,720,772	100.00	

※たけはらの環境(平成26年版)より



(3) 二酸化炭素の排出削減目標

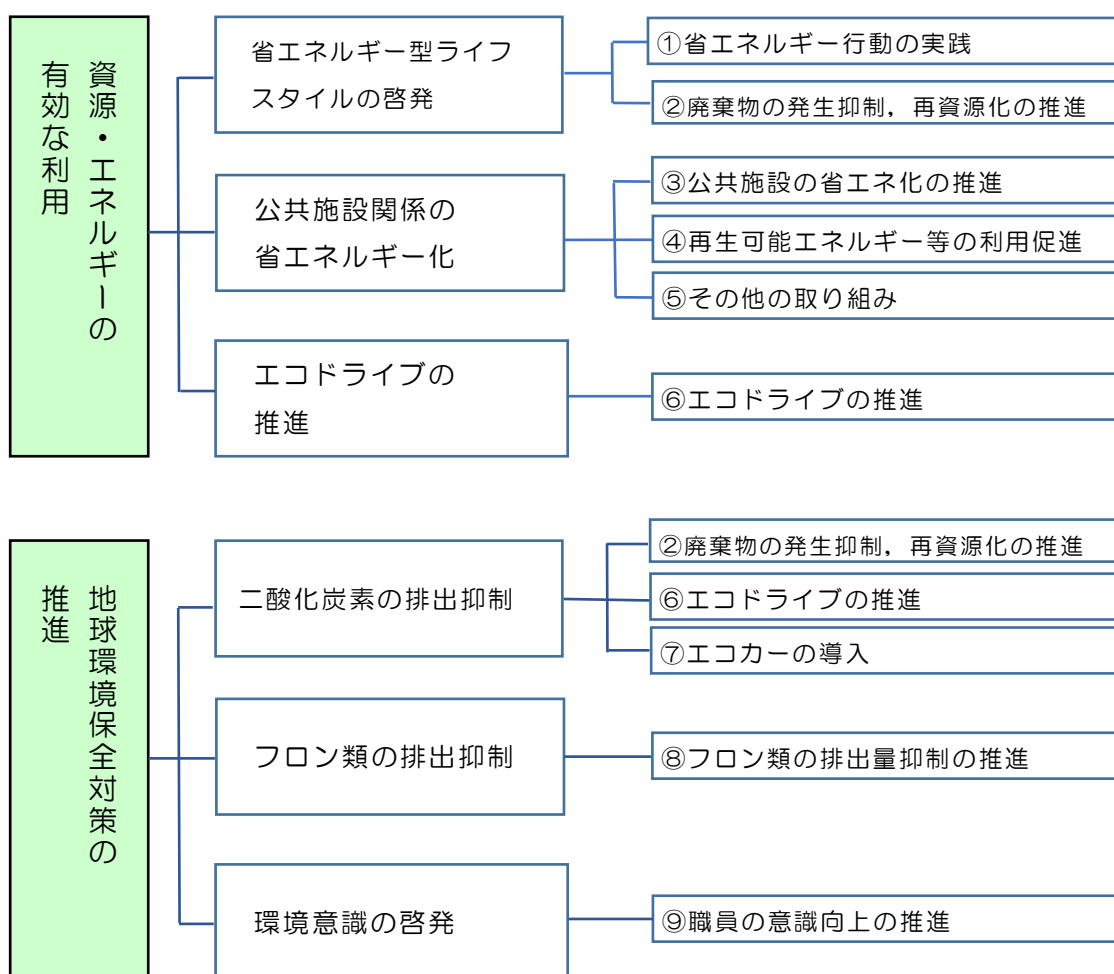
二酸化炭素の排出削減目標については、令和3年（2021年）10月に閣議決定された「政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画」を踏まえ、本市も「令和12年度（2030年度）に平成25年度（2013年度）比で温室効果ガスを50%削減」を目標とします。

	平成25(2013)年度 (基準年度)	令和3(2021)年度 (参考数値)	令和12(2030)年度 (目標年度)
二酸化炭素 排出量	5,720,772 kg-CO ₂	4,550,216 kg-CO ₂	2,860,386 kg-CO ₂
削減率	—	20.4%	50.0%

4 目標達成に向けた取組み

(1) 取組みの基本方針

地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）において、地方公共団体は「国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率先的な取組を実施する」とされていることから、本市はこの政府の方針を踏まえ、2013年度比50%削減を踏まえた目標を定めるとともに、目標達成に向けた具体的な取組方針として、「太陽光発電の最大限の導入」や「公共施設等における ZEB^{注4}の実現」、「電気自動車や LED 照明導入の徹底」の他、次の行動を推進します。



(2) 取組み内容（○…個人・運用でできる取組，◎…予算を伴う取組）

①省エネルギー行動の実践

(ア) 電気使用量の削減

(照明)

- 不要な場所の照明は、こまめに消灯する。
- 執務室内の照明は、支障のない範囲での間引きを行う。

(空調)

- 室温は冷房28度，暖房20度を目安に設定する。
- ブラインドやカーテン，遮熱・断熱シートなどを活用し，冷暖房効果を高める。
- エコスタイル（クールビズやウォームビズ）を実践する。

(その他)

- OA 機器等の電源をこまめに切る。

(イ)燃料使用量の削減

- 車間距離にゆとりをもって，加速・減速の少ない運転を心がける。
- 不要な荷物等は積載せず，燃費の向上に努める。
- 公用車から離れる場合はエンジンを切り，不要なアイドリングはしない。
- 近距離の移動は，徒歩や自転車を活用する。
- ◎公用車の更新時には，環境負荷の小さい電気自動車やハイブリッド車等の低公害車の導入を最大限図る。
- エコスタイル（クールビズやウォームビズ）を実践する。（再掲）

②廃棄物の発生抑制，再資源化の推進

- 会議用資料の印刷部数は必要最小限にする。
- 裏紙の利用，両面印刷等を利用し，印刷枚数削減に努める。
- ◎ペーパーレス化により紙使用量の削減を図る。
- 使い捨て製品の使用・購入を控える。
- マイボトル，マイバッグの利用を促進する。

③公共施設の省エネ化の推進

(ア)省エネルギー設備等の導入

- ◎照明機器のLED化を積極的に推進する。
- ◎空調機器の設置や更新時には，高効率空調機の導入を推進する。
- ◎公共施設の新築・改修時には，可能な限りZEBの実現を図る。

(イ)施設の運用改善

- 現在保有している設備等について，エネルギー効率の高い運用を行う。
- ブラインドやカーテン等の適切な使用により，冷暖房負荷を軽減する。

④再生可能エネルギー等の利用促進

- ◎国等の補助制度や支援策を活用しながら，公共施設に太陽光発電を最大限導入する等，再生可能エネルギー設備等の効率的な活用を行う。

⑤その他の取り組み

- ◎物品購入の際は，環境に配慮されたものを購入するグリーン購入に努める。
- 消耗品等は適正な在庫管理を行う。
- こまめな止水や水を貯めての食器洗浄等，効率的な水の利用に努める。
- ◎設備更新時には，自動水栓や雨水利用設備等を検討する。
- ◎公共施設の緑化を推進する。

⑥エコドライブの推進

- 急発進，急加速を行わない。（再掲）
- 不要な荷物等は積載せず，燃費の向上に努める。（再掲）
- 公用車から離れる場合はエンジンを切り，不要なアイドリングは行わない。（再掲）

⑦エコカーの導入

- ◎公用車の更新時には，環境負荷の小さい電気自動車やハイブリッド車等の低公害車の導入を最大限図る。（再掲）

⑧フロン類の排出量抑制の推進

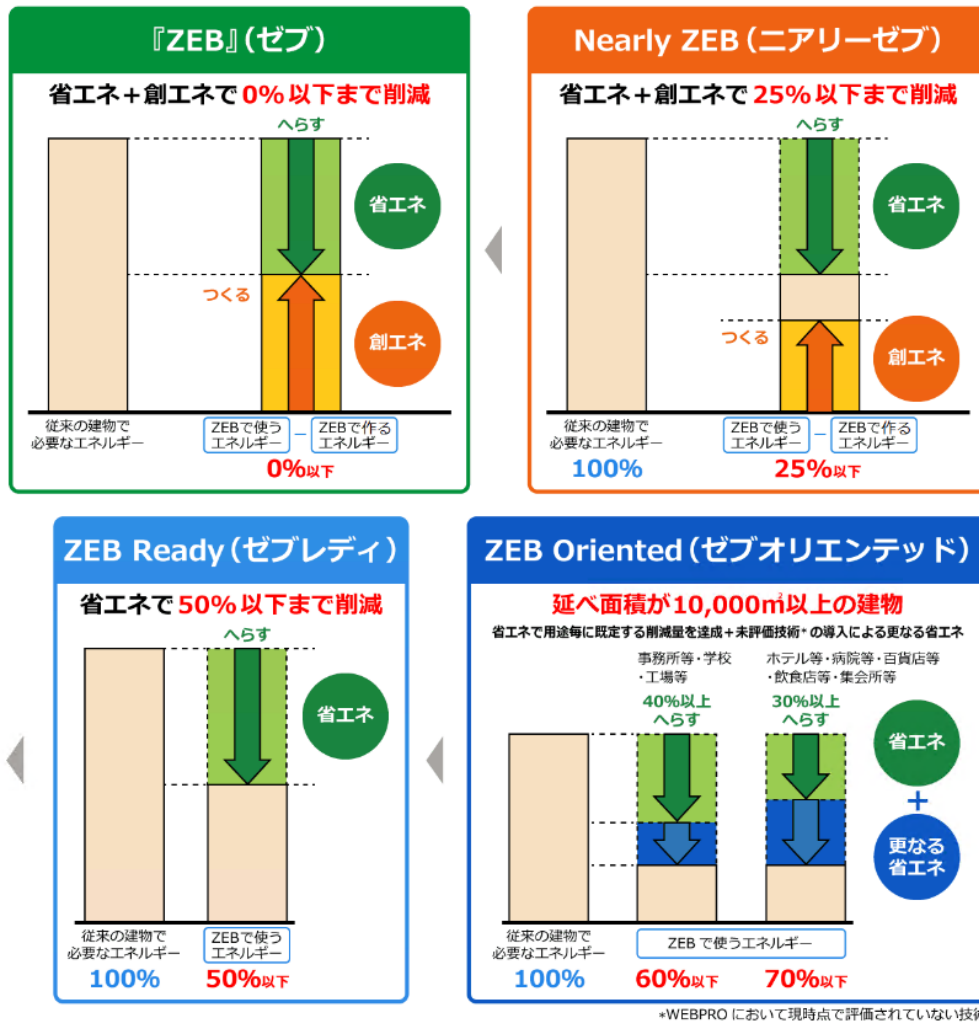
- フロン類を使用しているエアコン・冷凍冷蔵機器については，簡易点検や定期点検を行うとともに，点検の記録・保管を行う。
- ◎フロン類を使用している設備の廃棄時は，確実にフロンの回収を行う。
- ◎設備の更新時は，ノンフロンの設備を選択するように努める。

⑨職員の意識向上の推進

- 職員を対象に，定期的に環境関連の情報提供を行う。
- 庁内や公共施設での取組をチラシやHP等で周知する。
- 一定の効果が得られた省エネルギー化対策については，市民や事業者に情報提供を行う。
- 職員の公共交通機関利用促進を図る。

注4：ZEB

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。建物の中では人が活動しているため、エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできませんが、省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにすることができます。（出典：環境省）



5 推進・点検体制及び進捗状況の公表

(1) 推進体制

本計画を推進するため、竹原市環境基本計画庁内推進委員会設置要綱に基づき設置されている委員からなる「委員会」、推進員からなる「推進会議」及び庶務を担当する「事務局」により、計画の着実な推進と進行管理を行う。また各課に「推進員」を配置し、取組を着実に推進する。

(2) 点検・評価・見直し体制

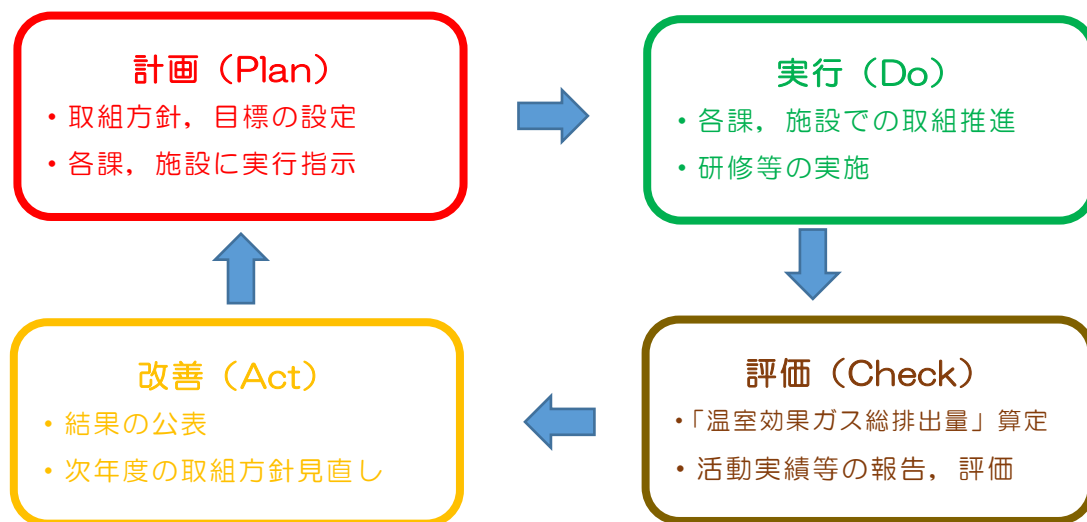
本計画は、計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Act）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行う。また、毎年を取組に対するPDCAを繰り返すとともに、本計画の見直しに向けたPDCAを推進する。

① 毎年のPDCA

本計画の進捗状況は、推進員が事務局に対して報告を行い、事務局はその結果を整理し、委員会に報告する。委員会は、毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組方針を決定する。

② 目標年度までのPDCA

委員会は、毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、目標年度に改定要否の検討を行い、必要に応じ本計画の見直しを行う。



(3) 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果（直近年度の温室効果ガス排出量を含む）については、「たけはらの環境」やHP等により公表する。

資 料 編

1. 対象施設

市管理施設（指定管理含む）		
竹原市役所庁舎	忠海支所	分庁舎
竹原市民館	竹原市人権センター （竹原市中央児童館）	保健センター
竹原市ふくしの駅	ふれあいステーションただのうみ	竹原港湾管理事務所
給食センター	竹原浄化センター	中学校（2校）
義務教育学校（2校）	小学校（7校）	こども園（3園）
保育所（1か所）	地域交流センター（13施設）	老人集会所（20施設）
コミュニティ集会所（16施設）	教育集会所（2施設）	地域集会所（8施設）
駅前観光案内所	竹原市歴史民俗資料館	文化施設（竹原市町並み保存センター等）
郷土産業振興館	竹原市斎場	大久野島毒ガス資料館
都市公園（14施設）	市営住宅関連設備	観光施設及び付属設備（黒滝山水銀灯等）
スポーツ施設（バスケットボールコート等）	竹原港北崎旅客ターミナル （たけはら海の駅）	道の駅たけはら
小吹竹の里	竹原消防署 忠海分署	消防施設（屯所・格納庫等）
旧創建ホーム本社屋	樋門・排水機場（明神樋門等）	ポンプ場（北崎ポンプ場等）
竹原工業・流通団地下水処理場	吉名汚水処理場	公衆便所
漁港（2施設）及び付属設備		

※賃借、指定管理対象施設であっても、竹原市に施設管理権限のあるものは、対象となります。

※2 省エネ法では、施設の所有者は、テナントがエネルギー管理権限を有している設備以外のエネルギーの使用量について算入する必要があり、テナントは、エネルギー管理権限の有無にかかわらず、テナント専用部にかかるエネルギーの使用量（テナントがエネルギー管理権限を有する設備、所有者がエネルギー管理権限を有する空調・照明など）を全て算入する必要があります。（出典：経済産業省資源エネルギー庁（2010）「平成20年度省エネ法改正にかかるQ&A」）。

対象外施設

除外理由	施設名
東広島市による管理施設	竹原消防署
指定管理者によるエネルギー管理	竹原市黒滝ホーム

令和3年度の二酸化炭素排出量の算出

項目	使用量	換算係数	排出量 (t)	備考
電気(kWh)	7,944,518	0.542	4,305,929	※下記参照
灯油(ℓ)	58,017	2.489	144,404	
A重油(ℓ)	4,000	2.710	10,840	
LPG(m ³)	26,066	1.671	43,557	
ガソリン(ℓ)	17,917	2.322	41,604	
軽油(ℓ)	1,482	2.619	3,882	
			4,550,216	

※電気使用量については、H21 当時の対象施設（廃止を除く）で、R3 時も市で電気を使用していた場合を想定し計算している。

①H21 と R3 で同一の施設（継続） 3,039,511 kWh

H21 : 3,116,792 kWh⇒R3 : 3,039,511 kWh (H21 の 97.52%)

②H21 以降に指定管理等に移行した施設 4,171,628 kWh

注：該当施設の使用量に①での増減率を乗じて算出した。

③H21 以降の新規の施設 733,379 kWh

計 7,944,518 kWh

○竹原市環境基本計画庁内推進委員会設置要綱

平成22年4月1日訓令・教委訓令・水事訓令第2号

竹原市環境基本計画庁内推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 環境基本計画(竹原市環境基本条例(平成19年竹原市条例第16号)第9条に規定する環境基本計画をいう。以下同じ。)を推進することを目的として、竹原市環境基本計画庁内推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 環境基本計画における重点施策の実施に関すること。
- (2) 環境基本計画に基づく施策の進捗状況の点検に関すること。
- (3) 地球温暖化対策実行計画の策定、実施及び点検に関すること。
- (4) 前号に掲げるもののほか、環境基本計画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会の会議を主宰し、会議の議長となる。
- 4 委員会に副委員長を置き、市民福祉部長をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(推進会議)

第5条 第2条に規定する事務に関する調査研究及び連絡調整を行うため、推進会議を設置する。

- 2 推進会議は、別表第2に掲げる者をもって組織する。
- 3 推進会議に代表推進員を置き、市民課生活環境係長をもって充てる。
- 4 代表推進員は、推進会議を主宰し、推進会議で検討した事項について委員会に報告するものとする。

(関係者の出席等)

第6条 委員会及び推進会議は、必要と認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会及び推進会議の庶務は、市民福祉部市民課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日訓令・教委訓令・水事訓令第1号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日訓令・教委訓令・水事訓令第1号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月31日訓令・教委訓令・水事訓令第1号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日訓令・教委訓令・水事訓令第1号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日訓令・教委訓令・水事訓令第2号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1

委員長	副市長
副委員長	市民福祉部長
委員	総務企画部長
	建設部長
	教育次長
	公営企業部長
	総務課長
	企画政策課長
	財政課長
	危機管理課長
	産業振興課長
	地域づくり課長
	市民課長
	税務課長
	忠海支所長
	社会福祉課長
	健康福祉課長
	建設課長
	都市整備課長
	下水道課長
会計課長	
総務学事課長	
水道課長	
市長が特に必要と認めた者	

別表第2

代表推進員	市民課生活環境係長
推進員	総務課長が指名する者
	企画政策課長が指名する者
	財政課長が指名する者
	危機管理課長が指名する者
	産業振興課長が指名する者
	地域づくり課長が指名する者
	税務課長が指名する者
	忠海支所長が指名する者
	社会福祉課長が指名する者
	健康福祉課長が指名する者
	建設課長が指名する者
	都市整備課長が指名する者
	下水道課長が指名する者
	会計課長が指名する者
	総務学事課長が指名する者
水道課長が指名する者	
市長が特に必要と認めた者	